

市町村からの意見と対応について

県基準(案)について

整理番号	意見内容	意見への対応
1	2ページの『(2)原則的な基準及び特例事項の適用除外となる施設(省令第5条の4第5項関係)…』について、省令の名称と特例事項の簡易な内容を注釈等でもいいので記載してほしい。	県基準は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づくものであることから、他の法令に関するもののみ、法令名を記載することとしている。特例事項等については注釈を追記。
2	『建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物であって、当該建築物の屋根、屋上又は壁面に設置する太陽光発電設備(環境影響評価法施行令…に該当するものを除く)』について、ここに記述されている太陽光発電設備が、「特例事項の適用除外となる施設」を指しているのでしょうか？	「原則的な基準」と「特例事項」の両方について、適用除外。
3	適用除外となる施設において、環境影響評価法施行令別表第1の第2欄を除くとするが具体的な施設のイメージが湧きにくいことから、分かりやすくしてもらえないか。	「環境影響評価法施行令別表第1の第2欄」は、「第一種事業の要件」の列であり、法アセスの対象事業を指すため、要件を明示。
4	県内の都市計画や環境影響評価などに関連する条例等によって、地域特性や事業特性をふまえ、自然環境等を保全するために開発をより厳しく規制をしているエリアがあると思いますが、これらエリアの情報を整理し、当該基準に組み込む必要性について議論いただきたい。(福岡県環境保全に関する条例など)	県は、省令で定める国の基準(全国のいずれの市町村も共通して遵守すべき基準)を踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境保全に配慮して、県内の市町村が共通して遵守すべき基準を定めることとされており、今回定める県基準は、これを踏まえて作成。市町村が独自に制定している条例・指針等の考え方については、促進区域を設定する際に、国・県の基準を踏まえつつ、環境保全の観点に加えて社会的配慮等の観点も考慮し地域の環境保全のための取組等として設定することが可能。なお、福岡県環境保全に関する条例において開発面積3ha以上で標高100m以上の開発を許可対象としているのは、住宅地の造成に係る開発であり、発電設備の設置を目的とした開発は対象とならない。
5	収集すべき情報が把握できなかった場合は、専門家へのヒアリング等によって補うといった補足的規定を追加してはどうか。	促進区域では、環境影響評価法や県環境影響評価条例の配慮書手続が省略可能となるところですが、その配慮書手続における情報収集の対象は既存の文献や資料とされている。このため、県基準に記載の「収集すべき情報」がその「収集方法」によって十分に把握できなかった場合は、他の既存の文献や資料を収集することを想定している。なお、必要に応じて、専門家等からの聴取等により科学的知見を収集することは可能。
6	6ページの「騒音による影響」について、「適正な配慮のための考え方」の3行目『太陽光発電所の地域特性(地形、気象条件)』を『地形や気象条件などの地域特性』に変更した方がよいのではないか。 ※11、17ページの風力発電、バイオマス発電も同様	意見を踏まえ、修正。
7	6ページの「重要な地形及び地質への影響」の「適正な配慮のための考え方」1行目について、「事業区域内に」を「事業区域内及びその周辺に」に変更した方がよいのではないか。 ※11、18ページの風力発電、バイオマス発電も同様	事業実施区域の周辺まで考慮対象とするのは、立地に重大な影響を与えるものとして、以下の①②の項目に重点化したため、ご意見のあった項目は追加しない。 ①「発電所に係る環境影響評価の手引」(令和2年11月、経済産業省作成)のP159～160において、「事業実施想定区域の周囲1kmの範囲内において、その消失・縮小が重大な影響となりうるものとして、以下に掲げる地域又は対象の法令等による指定の目的に応じて特に配慮すべき保全対象の有無を確認する」とされている区域 ②「土地の安定性への影響」に関して「促進区域に含めることが適切でない認められる区域」とされている区域のうち、上流・周辺部に立地することで災害を誘発するおそれがあるものの上流・周辺域
8	6ページの「重要な地形及び地質への影響」や7ページの「動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響」について、市町村の環境配慮指針において、学術的価値の高い地形地質や専門家から聴取した市内で生息数の少ない種を掲載しているところがあることから、収集すべき情報として当該指針を追記した方がよいのではないか。 ※11、13、18、19ページの風力発電、バイオマス発電も同様	県は、省令で定める国の基準(全国のいずれの市町村も共通して遵守すべき基準)を踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境保全に配慮して、県内の市町村が共通して遵守すべき基準を定めることとされており、今回定める県基準は、これを踏まえて作成。市町村が独自に制定している条例・指針等の考え方については、促進区域を設定する際に、国・県の基準を踏まえつつ、環境保全の観点に加えて社会的配慮等の観点も考慮し、地域の環境保全のための取組等として設定することが可能。

整理番号	意見内容	意見への対応
9	7～8ページの「土地の安定性への影響」の「適正な配慮のための考え方」の1行目について、「事業区域」を「事業区域及びその周辺」とした方が良いのではないかと。 ※11～12、18～19ページの風力発電、バイオマス発電も同様	「土地の安定性への影響」に関して「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」とされている区域のうち、上流・周辺部に立地することで災害を誘発するおそれがあるものについて、その上流・周辺域を「促進区域の設定に当たって考慮を要する環境配慮事項」としている。 宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域、造成宅地防災区域及び河川保全区域については、技術的基準に従えば開発が可能とされており、その区域本体を「促進区域の設定に当たって考慮を要する環境配慮事項」としていることから、その区域の周辺への立地に係る影響についての配慮は不要としている。
10	7～8ページの「動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響」、「植物の重要な種及び重要な群落への影響」及び「地域を特徴づける生態系への影響」について、「収集すべき情報」に「OECM(仮称：自然共生サイト)登録地」を追記した方が良いのではないかと。 ※12～13、19～20ページの風力発電、バイオマス発電も同様	OECMについては、現在試行段階であり、認定基準等の詳細が明らかになっておらず、「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」/促進区域の設定に当たって考慮を要する環境配慮事項の別や、考慮の具体的な内容を定めることができないため、今回の県基準への盛り込みは見送り、今後の基準の改定時に改めて検討。
11	8ページの「植物の重要な種及び重要な群落への影響」の「収集すべき情報及び収集方法」について、水域・海域における生育・生息状況に関するデータも必要ではないかと。	現在の県基準案においても、水域・海域における植物を排除していない(陸生植物に限定していない)ので、修正しないものとします。
12	8～9ページの「主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響」の「収集方法」について、各種団体の観光情報サイトを追加した方が良いのではないかと。 例)「クロスロードふくおか」等 ※13～14、20～21ページの風力発電、バイオマス発電も同様	眺望や景観を考慮する上で、一般的な観光情報等が有効であることから、収集すべき情報「眺望点、眺望景観」を追加。
13	9ページの「その他福岡県が必要と判断するもの」について、「収集すべき情報」に「既存施設における環境への配慮事項」を追加した方が良いのではないかと。 ※15、21ページの風力発電、バイオマス発電も同様	既存施設による影響については、「〇〇発電設備のFIT・FIP認定設備の位置等」で既に記載済。
14	9ページの「その他福岡県が必要と判断するもの」について、長野県の基準を参考に「収集すべき情報」に「設置後の維持管理計画及び事業終了後の処分計画の有無」を追加した方が良いのではないかと。 ※15、21ページの風力発電、バイオマス発電も同様	「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に記載があることから、収集すべき情報「設置後の維持管理計画の検討」、「事業終了後の撤去・処分計画の検討」を追加。
15	11ページの「土地の安定性への影響」について、保安林を促進区域に入れた場合で保安林解除の判断がなされなかった場合、事業者との関係が悪化する等の懸念がある。	配慮が必要な区域・事項については、環境保全への適正な配慮を確保する適切な措置等を行うことで事業の実施が可能となる箇所であり、必ずしも事業が実施できる箇所とは限らない。 風力発電に係る保安林については、公的土地利用計画に即している必要があるほか、各種要件も満たしたうえで当該区域以外に適地がない場合も想定されるため、考慮すべき区域・事項に設定。
16	17ページの「大気質への影響」について、「ばい煙発生施設に係る排出基準等」の右欄「適切な配慮のための考え方」を以下のとおり修正した方が良いのではないかと。 ○原案 「硫黄酸化物、ばいじん、有害物質(窒素酸化物含む)など、バイオマス発電所に適用される排出基準を把握し、基準を遵守するとともに、周辺への環境影響の低減を図ること」 ○修正案 「採用可能な大気汚染対策を導入し、できる限り環境影響の回避・低減を図ること」	事業計画の早期段階から事業者が採用可能な環境対策を検討するのは有効であるが、バイオマス発電にあつてはばい煙による環境影響の回避は困難と考えられることから、資料5の17ページののとおり修正。
17	18ページの「水の汚れによる影響」について、「地域の排水基準の状況」の右欄「適切な配慮のための考え方」を以下のとおり修正した方が良いのではないかと。 ○原案 「バイオマス発電所に適用される排水基準を把握し、基準を遵守するとともに、周辺への環境影響の低減を図ること。 (対象:全窒素及び全燐)」 ○修正案 「採用可能な水質汚濁対策を導入し、できる限り環境影響の回避・低減を図ること。」	県基準は、バイオマスを専焼する発電所を対象としているため、バイオマスを専焼するバイオマス発電所には排水基準が適用されないことや、事業計画の早期段階から事業者が採用可能な環境対策を検討いただくのは有効であるが、バイオマス発電にあつては排水による環境影響の回避は困難と考えられることから、資料5の17～18ページののとおり修正。

整理番号	意見内容	意見への対応
18	<p>18ページの「水温による影響」について、「排出先河川等の水温とバイオマス発電所からの排水との水温の差」の右欄「適切な配慮のための考え方」を以下のとおり修正した方が良いのではないか。</p> <p>○原案 「…(略)…このため、事業実施にあたっては、十分にシミュレーション等を行った上で、水温差による環境への影響を回避又は低減する措置を講ずること。」</p> <p>○修正案 「流量が少ない河川への多量の温排水(工業用水の循環利用方式によるブロー水も含む)の排出は行わないこと。」</p>	<p>配慮書手続においては、既存の文献や資料の収集が基本とされており、温排水の拡散シミュレーションは事業者には過大な負担となるおそれがある。また、排出先が海域であっても温排水の拡散が見込みにくい場合は水温差による影響が見込まれやすいことや、温排水にブロー水が含まれることは記載しなくても理解可能であることから、資料5の18ページのとおり修正。</p>
19	<p>18ページの「水温による影響」について、「適正な配慮のための考え方」の1つ目のボツ2行目の「河川等の生態系」を「河川等の動物・植物・生態系」に修正した方がよいのではないか。</p>	<p>資料5の18ページのとおり修正。</p>
20	<p>24ページの留意事項について、促進区域の設定に当たって影響が隣接する市町村へ及ぶおそれがある場合は、意見を求めるなど調整に努めることとあるが、必ず行うようにすべきである。</p>	<p>資料5の24ページのとおり修正。</p>
21	<p>24ページの留意事項について、『バイオマス(再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの)の既存用途へ与える影響を最小限にするように努めること。』とあるが、注釈で良いので例示がほしい。</p>	<p>資料5の24ページのとおり修正。</p>